

大磯町総合計画策定条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、大磯町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町の目指すべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本理念であり、目指すべき将来像及びこれを達成するための基本目標や施策の大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を具体化し実現するための施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で示される施策を実現するための具体的な事業を示すものをいう。

(計画の策定)

第3条 町長は、総合計画を策定し、これに即して町政を運営するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和30年大磯町条例第16号）第2条に規定する大磯町総合計画審議会に諮問するものとする。

(意見の聴取)

第5条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、町民から意見を聴くものとする。

(策定過程における報告)

第6条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、その過程において、その基本的な事項を議会に報告するものとする。

(議会の議決)

第7条 町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第8条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(他の計画との関係)

第9条 町長その他の執行機関は、分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更するとき
は、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている大磯町第四次総合計画は、この条例に基づ
く総合計画が策定されるまでの間は、引き続き効力を有する。

令和元年12月3日提出

大磯町長 中 崎 久 雄